

# パブリックコメント

札幌市建築基準法施行条例の改正(案)について意見を募集します。

平成 28 年 3 月 17 日 札幌市

意見募集期間:平成 28 年 3 月 17 日(木)から 4 月 15 日(金)まで <必着>

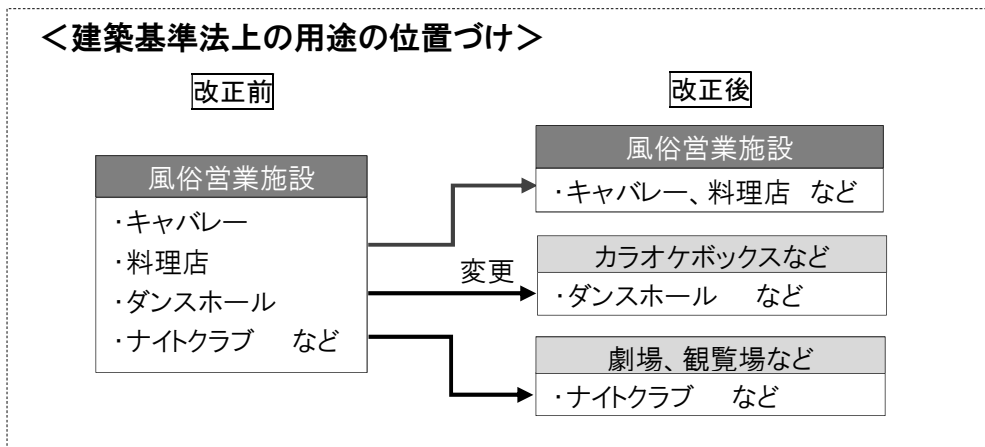
風営法等の改正に伴う建築基準法の改正に合わせて、特別用途地区内の建築制限を見直します。

## 1. 建築基準法改正の背景

ダンスに対する国民の意識の変化などを踏まえ、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」が改正され、これまで風俗営業として規制されてきた「客にダンスをさせる営業」の一部（ダンスホール及びナイトクラブ）を風俗営業から除外する規制緩和が行われました。

この風営法の改正に伴い、建築基準法において風俗営業から除外されるナイトクラブ及びダンスホールの建築制限が改正され、ダンスホールはカラオケボックスなどと同様の用途としての、ナイトクラブは劇場、観覧場などと同様の用途としての建築制限がそれぞれ適用されることとなりました。

### <建築基準法上の用途の位置づけ>



#### ダンスホールとは・・・

ダンスホールは、客にダンス（社交ダンスなど）をさせる営業を行う施設（接待、飲食の提供を行う施設又はダンススクールを除く）を指します。

類似する用途：

カラオケボックス（音楽スタジオ）など

#### ナイトクラブとは・・・

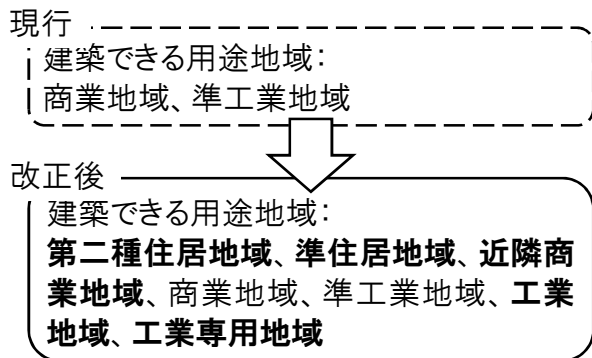
ナイトクラブは、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設を指します。

類似する用途：

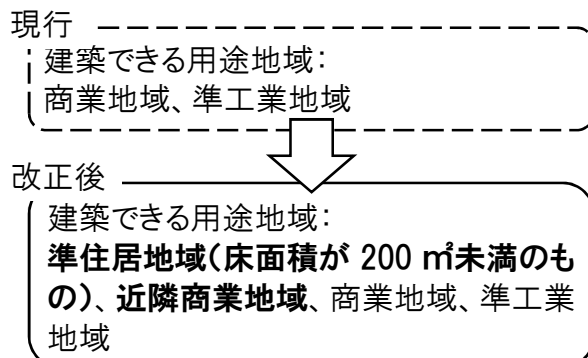
劇場、観覧場（ライブハウス）など

## 2. 建築基準法(別表第2)の改正内容

### (1)ダンスホール (平成27年6月24日施行)



### (2)ナイトクラブ (平成28年6月23日施行)



#### <用途地域(建築基準法別表第2) 新旧対照表>

○:建築可 △:200㎡未満まで建築可 ×:建築不可		住居 第二種 地域	準住居 地域	商業 近隣 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用地域
ダンスホール	旧(改正前)	×	×	×	○	○	×	×
	新(改正後)	○	○	○	○	○	○	○
ナイトクラブ	旧(改正前)	×	×	×	○	○	×	×
	新(改正後)	×	△	○	○	○	×	×

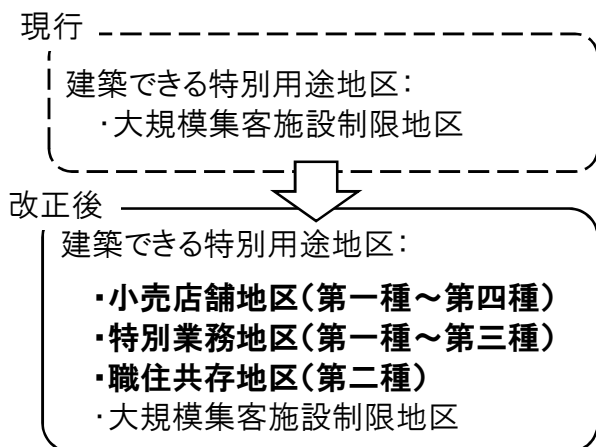
#### 用途地域とは・・・

土地の使い方(用途)を12種類に分けて目的にあった建築物を誘導するものです。

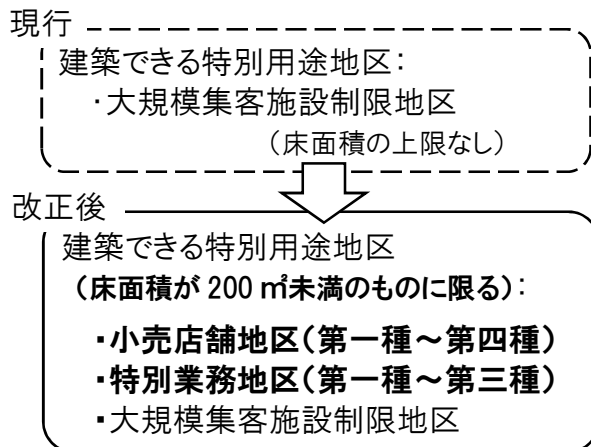
## 3. 特別用途地区内の建築制限の見直しに伴う札幌市建築基準法施行条例の改正(風俗営業施設関係)

上記1・2の建築基準法の改正によるダンスホール及びナイトクラブの用途上の位置づけの変更を踏まえ、特別用途地区の建築制限の見直しを行った結果、以下のとおりの改正を予定しています。

### (1)ダンスホール



### (2)ナイトクラブ



#### 特別用途地区とは・・・

特別用途地区は、用途地域を補完し、地域の特性に応じて商業や住宅などの特定の用途を利用しやすくしたり、環境を保護したりするために、建築の規制を強化するものです。札幌市では、大規模集客施設制限地区など、計12種の特別用途地区を指定しています。

札幌市が指定する特定用途地区における具体的な建築制限は札幌市建築基準法施行条例で定めています。

＜特別用途地区（札幌市建築基準法施行条例） 新旧対照表（予定）＞

○：建築可 △：200㎡未満まで 建築可 ×：建築不可		特別工業地区	第一種小売店舗地区	第二種小売店舗地区	第三種小売店舗地区	第四種小売店舗地区	第一種特別業務地区	第二種特別業務地区	第三種特別業務地区	戸建住環境保全地区	第一種職住共存地区	第二種職住共存地区	大規模集客施設制限地区
ダンスホール	旧（改正前）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	新（改正後）	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
ナイトクラブ	旧（改正前）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	新（改正後）	×	△※	△※	△※	△※	△※	△※	△※	×	×	×	△※

※ 改正後の建築基準法において、ナイトクラブは、劇場、観覧場等と同じ建築制限を受けることとなることから（1ページ参照）、本市が指定する特別用途地区内のナイトクラブについても劇場、観覧場等と同様とし、床面積の合計が200㎡未満のものに限り建築を認めることとします。ただし、市長の認定を受けたものは200㎡以上のものとするを可能とする予定です。

太枠内：  
建築制限が追加される箇所  
（太枠内以外の改正は制限緩和）

**大規模集客施設制限地区とは・・・**

準工業地域の用途地域を指定する区域のうち、都市構造上の観点から大規模集客施設の立地の抑制を図りつつ、流通業務施設、沿道サービス施設及びこれらに関する工業等の利便増進と、住宅市街地の良好な環境の保護を図る区域について指定しています。

**4. 上記3以外の札幌市建築基準法施行条例の改正（幼保連携型認定こども園関係）**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、幼児期の教育、保育、子育て支援の充実のため、学校と同時に児童福祉施設としての位置付けを持つ「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

幼保連携型認定こども園は、学校（幼稚園）と児童福祉施設（保育所）の両方の建築制限を受けるため、保育所は建築できるが幼稚園が建築できない工業地域及び工業専用地域において、幼保連携型認定こども園が建築できるよう、建築基準法が改正されました。

建築基準法の改正を踏まえ、特別用途地区の建築制限の見直しを行った結果、特別用途地区のうち保育所は建築できるが幼稚園は建築できない特別工業地区、第一種小売店舗地区、第一種特別業務地区において、幼保連携型認定こども園が建築できるよう、改正を行う予定です。

**5. 施行予定日**

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例は、平成28年6月に施行し、施行日以後に建築確認申請を行う建築物に適用する予定です。

**＜参考＞用途地域、特別用途地区などを調べる方法**

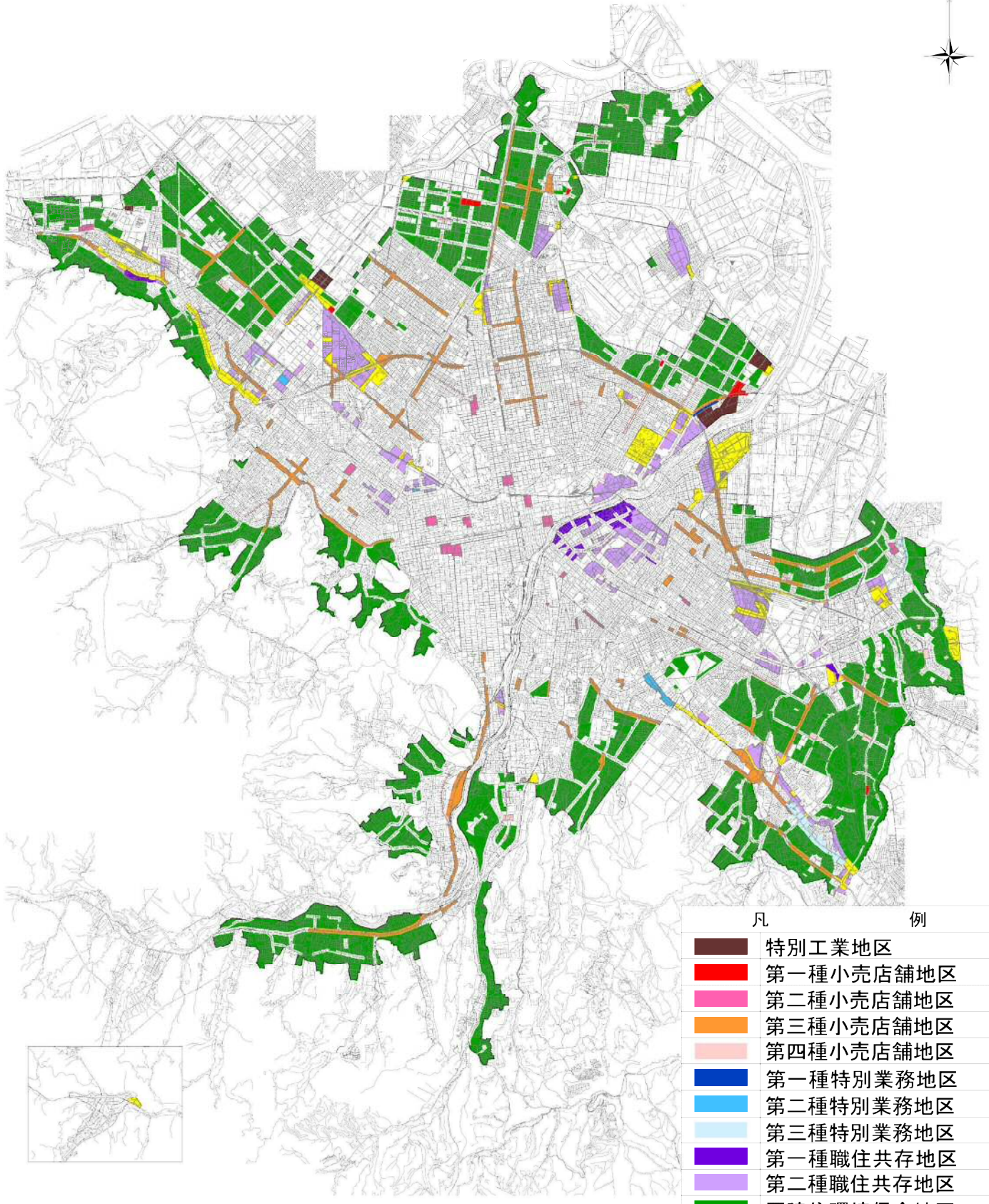
用途地域や特別用途地区などは、インターネット上の「札幌市都市計画情報提供サービス」で調べることができます。

～アクセス方法～

方法①：札幌市ホームページ(<http://www.city.sapporo.jp/>)右上のサイト内検索に、「都市計画情報提供サービス」と入力して検索

方法②：アドレス(<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/web-gis/>)を直接入力

札幌圏都市計画 特別用途地区 位置図



凡	例
	特別工業地区
	第一種小売店舗地区
	第二種小売店舗地区
	第三種小売店舗地区
	第四種小売店舗地区
	第一種特別業務地区
	第二種特別業務地区
	第三種特別業務地区
	第一種職住共存地区
	第二種職住共存地区
	戸建住環境保全地区
	大規模集客施設制限地区

## ■意見の提出方法

### (1) 郵送の場合

最終ページの「意見用紙」を下記のあて先まで郵送してください。

郵送先：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市都市局建築指導部管理課

### (2) FAXの場合

FAX番号：011-211-2823

### (3) 窓口に直接お持ちいただく場合

提出先：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階(南側)  
建築指導部 管理課

受付時間：平日午前8時45分～午後5時15分

### (4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス：kenchiku-shido@city.sapporo.jp

### (5) ホームページ上の意見募集フォームから送信する場合

下記のURLにアクセスし、意見募集のページより送信フォームに必要事項を記入後、送信ボタンを押してください。

URL：<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/public/kijyun/h27kijyun.html>

※ ご意見の提出にあたってはお名前、ご住所等をご記入ください。

### (参考)本資料設置場所

#### (1) ホームページ「パブリックコメント」

URL：<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/public/kijyun/h27kijyun.html>

#### (2) 札幌市役所本庁舎(1階ロビー、2階市政刊行物コーナー・都市局建築指導部)

#### (3) 各区役所市民部総務企画課広聴係

みなさんからのご意見をおまちしております。

#### 意見の募集期間

平成28年3月17日(木)から平成28年4月15日(金)まで

#### お問い合わせ先

札幌市 都市局建築指導部管理課

住所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎

TEL：011-211-2859 FAX：011-211-2823

※電話によるご意見の受付はいたしかねますのでご了承ください。

メールアドレス：kenchiku-shido@city.sapporo.jp

